

さいたま市告示第 1710 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

平成29年12月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハレノテラス

所在地 さいたま市見沼区島町393番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 西松建設株式会社

代表者氏名 代表取締役 近藤 晴貞

住所 東京都港区虎ノ門一丁目23番1号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) 名称 (仮称) 東大宮商業施設

所在地 さいたま都市計画事業 島町西部土地区画整理事業地内16街区

(変更後) 名称 ハレノテラス

所在地 さいたま市見沼区島町393番地

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヨークマート 外 未定 別表「小売業者一覧表（変更前）」参照

(変更後) 株式会社ヨークマートを含む6社 別表「小売業者一覧表（変更後）」参照

(4) 変更の年月日

ア 平成29年4月12日

イ 別表「小売業者一覧表（変更後）」のとおり

(5) 変更する理由

ア 大規模小売店舗の名称及び所在地の変更のため

イ 小売業者決定のため

2 届出年月日

平成29年12月12日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

平成29年12月15日から平成30年4月16日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1966

(2) 大宮区役所区民生活部総務課地域商工室

住所 さいたま市大宮区大門町3丁目1番地

電話 048(646)3093

FAX 048(646)3151

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

(1) 意見書の提出期間

平成29年12月15日から平成30年4月16日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1966

別表「小売業者一覧表(変更前)」

No.	小売業者の名称	代表者氏名	住所	屋号	主として販売する物品	変更内容	変更日	備考
1	株式会社ヨークマート	代表取締役 大竹 正人	東京都千代田区二番町8番地8	ヨークマート	食料品、生活用品	-	-	
2	未定 13者	未定	未定	未定	未定	-	-	

別表「小売業者一覧表(変更後)」

小売業を行う者の新規出店

No.	小売業者の名称	代表者氏名	住所	屋号	主として販売する物品	変更内容	変更日	備考
1	株式会社ヨークマート	代表取締役 大竹 正人	東京都千代田区二番町8番地8	ヨークマート	食料品、生活用品	-	-	
2	株式会社マツモトキヨシ	代表取締役 大田 貴雄	千葉県松戸市新松戸東9番地1	マツモトキヨシ	医薬品、生活用品	新規出店	H29.4.12	
3	株式会社セリア	代表取締役 河合 映治	岐阜県大垣市外濠2丁目38番地	セリア	生活用品	新規出店	H29.4.12	
4	株式会社アップビート	代表取締役 深田 則往	神奈川県横浜市みなとみらい二丁目3番5号	ワイモパイル	携帯電話	新規出店	H29.4.12	
5	株式会社精文館書店	代表取締役 本和田 泰正	愛知県豊橋市広小路一丁目6番地	TSUTAYA	書籍、文具、CD・DVD、ゲームソフト	新規出店	H29.4.27	
6	MXモバイル株式会社	代表取締役 阿部 達也	東京都江東区豊洲三丁目2番24号	ドコモショップ	携帯電話	新規出店	H29.4.27	